

委員会規程

一般社団法人 日本船用工業会

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本船用工業会（以下「本会」という。）定款第37条第3項の規定に基づき、委員会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の種類)

第2条 定款第37条第1項の規定に基づき設置する委員会は、諮問委員会、政策委員会、業種別部会（会員からの要請により会員の業種の別ごとにその都度設置する委員会をいう。以下同じ。）、事業別委員会（本会の事業の別ごとに必要に応じてその都度設置する委員会をいう。以下同じ。）及び必要に応じて設置する特別委員会とする。

(委員会の設置及び改廃)

第3条 諮問委員会の設置及び改廃は総会の承認を得ることとする。政策委員会の設置及び特別委員会の設置及び改廃は、理事会の承認を得て、会長が行う。

- 2 業種別部会の設置及び改廃は、同じ業種に属する製品を取り扱っている2社以上の会員の要請に応じて会長が行う。
- 3 事業別委員会の設置及び改廃は、必要に応じて会長が行う。
- 4 会長は、前2項の委員会を設置及び改廃したときは、すみやかに理事会に報告するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を総理する。
- 3 委員会に委員の互選により副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 業種別部会にあつては、「委員長」を「部会長」と、「副委員長」を「副部会長」と読み替えるものとする。

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 政策委員会及び特別委員会 本会の役員任期に準ずる。

(2) 業種別部会及び事業別委員会 会長がその都度定める。

2 新たに就任した委員の任期は、前任者の残任期間又は他の委員と同じとする。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。ただし、委員長及び副委員長が置かれていないとき、又は欠けたときは、会長が召集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(議事録)

第7条 委員会の会議の議事は、その経過の概要及び結果を議事要旨に取りまとめておくものとする。

(委員手当及び交通費の支給)

第8条 学識経験者の委員又は学識経験者の臨時出席者には、会長が別に定める基準に基づき委員手当又は交通費を支給することができる。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

第2章 諮問委員会及び常任諮問委員会

(諮問委員会)

第10条 本会に諮問委員を置く。

2 諮問委員は、総会の議決に基づき、普通会员の中から50名以上60名以内（うち、25名以内を常任諮問委員とする。）を選任し、会長がこれを委嘱する。

3 諮問委員及び役員は、相互に兼ねることができない。

4 諮問委員には定款第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」及び「理事」とあるのは「諮問委員」と読み替えるものとする。

(諮問委員会及び常任諮問委員会)

第11条 諮問委員会は諮問委員をもって構成し、本会の運営に関し会長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。

2 常任諮問委員会は常任諮問委員をもって構成し、会長の諮問に応じ、本会の運営に関する重要事項について評議し、意見を述べる。

3 諮問委員会及び常任諮問委員会は、会長が召集する。

4 諮問委員会及び常任諮問委員会の議長は、諮問委員会及び常任諮問委員会において互選する。

- 5 前各項に定めるもののほか、諮問委員会及び常任諮問委員会の運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第3章 政策委員会

(政策委員会)

第12条 政策委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 船用工業会の政策に関する事項
- (2) 本会会員企業の振興及び経営上の諸問題についての総合企画に関する事項
- (3) 本会の運営上の重要事項
- (4) 前3号の事項に関し、必要な調査に関する事項

(答申及び建議)

第13条 政策委員会は、会長の諮問に応じて所掌する事項について審議し、結論を得たときは、速やかに会長に答申するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、政策委員会は、所掌する事項について会長に建議することができる。

(委員)

第14条 政策委員会は、委員20名以内をもって組織する。

第15条 政策委員会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 本会の役員
- (2) 業種別部会の部会長
- (3) 会長が特に指名した者

(小委員会)

第16条 会長は、専門の事項を調査検討する必要があると認めるときは、政策委員会に小委員会を置くことができる。

- 2 前条の規定は、小委員会に準用する。
- 3 小委員会に、必要に応じて学識経験者等を出席させることができる。
- 4 小委員会は、調査検討した事項について結論を得たときは、速やかに政策委員会に報告するものとする。

第4章 業種別部会

(業種別部会)

第17条 業種別部会は、業界振興、企業経営及び技術の向上に関する諸問題等に関する

事項を検討協議する。

2 業種別部会は、必要に応じて政策委員会に提案若しくは報告することとする。

第18条 業種別部会は、当該業種に属する製品を取り扱っている本会会員のうち、申し出のあった2社以上をもって組織する。

2 必要に応じて、2以上の部会による合同部会を開催することができるものとする。

第19条 業種別部会の委員は、前条第1項の会員の申し出により、会長が委嘱する。

(業務委員会及び技術委員会)

第20条 会長は、業種別部会からの要請に応じて、当該業種別部会に専門の事項を調査検討するための業務委員会及び技術委員会（以下「業務委員会等」と言う。）を置くことができる。

2 業務委員会等の委員は、当該業種別部会に属する会員から申し出のあった者及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 業務委員会等は、調査検討した事項について必要に応じて当該業種別部会等に報告するものとする。

4 第4条から第6条までの規定は、業務委員会等について準用する。

(ワーキンググループ)

第21条 会長は、業種別部会又は業務委員会等からの要請に応じて、当該業種別部会又は業務委員会等に、具体的作業を行うためのワーキンググループ（以下「WG」と言う。）を置くことができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、WGに準用する。

第5章 事業別委員会

(事業別委員会)

第22条 事業別委員会は、本会が実施する事業に関して必要な事項を審議する。

2 事業別委員会は、必要に応じて政策委員会に提案若しくは報告することとする。

第23条 事業別委員会の委員は、本会会員から申し出のあった者及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

(小委員会)

第24条 会長は、事業別委員会からの要請に応じて、当該事業別委員会に専門の事項を調査検討するための小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、当該事業別委員会に所属する会員から申し出のあった者及び学識経験者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 小委員会は、調査検討した事項について必要に応じて、当該事業別委員会に報告するものとする。
- 4 第4条から第6条までの規定は、小委員会について準用する。

(ワーキンググループ)

第25条 会長は、事業別委員会又は小委員会からの要請に応じて、当該事業別委員会又は小委員会に、具体的作業を行うためのワーキンググループ（以下「WG」と言う。）を置くことができる。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、WGに準用する。

第6章 特別委員会

(特別委員会)

第26条 特別委員会は、本会が事業を実施するに当たって特に必要があると会長が認める事業に関して必要な事項を審議する。

第27条 特別委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の同意を得て、この規程に準じて会長が別に定める。

第7章 雑 則

(雑 則)

第28条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程の一部改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から通用する。